

○富士河口湖町物品購入等に係る指名競争入札における指名基準等に関する要綱

令和4年4月1日

告示第32号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が行う物品の購入及び借入れ並びに業務委託(以下「物品購入等」という。)に係る指名競争入札に関して、参加資格及び指名選定基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指名業者数)

第2条 物品購入等に係る指名競争入札における指名業者数は、次の表の左欄に掲げる予定価格の区分に応じ、当該右欄に掲げる数とする。

予定価格	指名業者数
500万円未満	5社以上
500万円以上	6社以上

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、指名業者数を設定できるものとする。

- (1) 特殊な技術を要する物品購入等の場合
- (2) 地域の実情を勘案してこれにより難しい物品購入等の場合

(指名基準)

第3条 物品購入等に係る指名競争入札の参加者の指名においては、富士河口湖町競争入札参加資格者名簿に登載されている者を対象とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、特別に参加者を指名することができる。

- (1) 災害復旧業務等緊急を要する場合
- (2) 特殊な技術又は経験を要する場合
- (3) 当該物品購入等にかなりの実績を有する者で、特に指名する必要があると認めた場合

- (4) 当該物品購入等に密接な関連がある物品購入等の発注を町から受けている場合
(町内業者の育成等)

第4条 指名にあたっては、契約の適正な履行及び公正な競争入札が行われる範囲内において、地域産業の振興を図るため、町内の有資格者の優先的指名及び中小企業者等(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に該当する者をいう。)の受注機会の確

保に配慮するものとする。

(指名業者の選定基準)

第5条 指名競争入札における指名業者の選定は、前2条に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を考慮して行うものとする。

(1) 審査基準日以降に次の事項に該当する不誠実な行為がある場合は指名しないものとする。

ア 物品売買契約及び業務請負契約に基づく措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。

イ 一括下請け、下請け代金の支払い遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。

ウ 警察当局から町長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共事業から排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不適当であると認められること。

(2) 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される場合は指名しないものとする。

(3) 当該地域における業務の特性に精通し、業務内容に応じて当該業務を確実かつ円滑に実施できるかどうかを総合的に勘案するものとする。

(4) 受注済の業務の件数、従業員及び技術者の保有状況を鑑み当該業務を実施する能力について総合的に勘案するものとする。

(5) 当該年度の指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の有資格者に偏らないよう配慮するものとする。

(6) 当該物品購入等について相当の実績があること。

(7) 過去の物品の納入実績及び業務の経歴を鑑み、当該物品を納入又は業務を実施する能力の有無について総合的に判断するものとする。

(8) 安全管理の改善に関し、労働基準監督署からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められるときは指名しないものとする。

(9) 賃金不払いに関する労働基準監督署等からの通報があり、当該状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められるときは指名しないものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。